

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
7月4日  
(火曜日)

## 目次

○告示  
漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示  
の一部改正(農林水産政策課).....

○公告  
道路の位置の指定(建築指導課).....

令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課).....

防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....

一般競争入札の実施(物品管理課).....



### 山口県告示第百九十七号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

野島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字野島の地域)	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
野島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字野島の地域)	2 / に掲げる漁業以外の漁業

野島区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字野島の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業
-------------------------------------	----------------

に を

改める。

### 山口県告示第百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市光井一丁目六二五二の四、六二五二の五、六二五三の二二及び六二五二の四地先	四・〇	二一・七	令和五、 六、一四



### (二二五) 令和五年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和五年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 試験の日時

令和五年十一月十五日(水曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

#### 二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

#### 三 受験願書の受付期間

令和五年八月十八日(金曜日)から同月三十一日(木曜日)まで(郵送の場合は、八月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和五年十二月十八日（月曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三―九三三―三〇一八）にすること。

(二二六) 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和五年七月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和五年八月十五日（火曜日）午後五時

二 開催の場所

防府市緑町一丁目九番二号  
防府市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する防府都市計画道路三・三・三 一の桝四の桝線  
次のとおりとする。

(二) 変更する防府都市計画道路三・四・十三牟礼中関線  
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和五年八月四日（金曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和五年八月四日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号

防府土木建築事務所

防府市駅南町一三番四〇号

防府市都市建設部都市計画課

縦覧に供します。）

(二二七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七市政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年七月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百三台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和五年十月三十一日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報技術推進課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年七月四日から同年八月二十一日までの間のいずれの日においても業務委

託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和五年八月十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和五年八月二十一日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和五年八月二十一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に問い合わせること。

#### 十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 303 sets

(3) Delivery period: October 31, 2023

(4) Delivery place: IT Promotion Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 18, 2023 (If brought in person: 10:00 A.M. August 21, 2023)